

## 自治基本条例制定済自治体の条例

- P 1 清瀬市まちづくり基本条例
- P 5 多摩市自治基本条例
- P 1 1 三鷹市自治基本条例
- P 1 9 国分寺市自治基本条例
- P 2 5 小平市自治基本条例
- P 3 3 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例
- P 3 7 東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例

清瀬市は、武蔵野の雑木林、柳瀬川、その流域の水田と台地上の畑等に象徴される純農村地域として長い開拓の歴史を歩み、その後、清らかな空気を求め結核療養施設をはじめ医療施設が次々に立地するとともに多くの住宅が建設され、それらが雑木林や農地などと共存しながら現在に至っています。

わたしたち市民は、このような清瀬市固有の川や農地・雑木林等のかけがえのない美しい自然と医療・福祉施設の集積を活用しながら、豊かな自然環境と住環境が調和し、だれもが、健康で安心して快適に住みやすいまちを目指します。

わたしたち市民は、市民一人ひとりを大切にし、人と人とのつながりを育み、地域自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりを行います。

わたしたち市民は、これまでの清瀬の歴史を尊重し、今後も子どもからお年寄りまでが生涯にわたり清瀬市で学び、働き、暮らし続けられるまちづくりを自らの手で進めるため、ここにまちづくり基本条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、市民が地域自治の担い手として、行政とともにまちづくりを推進するために基本的な事項を定めることを目的とする。

### (主体)

第 2 条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画することを保障されるものである。

### (男女共同参画)

第 3 条 まちづくりへの市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が共同で参画することを原則とする。

### (市の責務)

第 4 条 市は、まちづくりの企画、実施、評価の各過程において、市民が参画できるよう努めなければならない。

### (地方自治及び基本的人権の尊重)

第 5 条 この条例は、地方自治の本旨及び市民の基本的人権を尊重し、適切に運用されなければならない。

## 第 2 章 市民参画への条件の整備

### (情報公開)

第 6 条 市は、市民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できる体制の充実に努めなければならない。

2 市は、市が保有する行政情報を、積極的に公開しなければならない。

### (広報・広聴活動の充実)

第 7 条 市は、多数の市民の参画を推進するため、まちづくりの企画、実施、評価の各過程において、内容をわかりやすく市民に説明するなど、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めなければならない。

2 市は、まちづくりに関する広報・広聴活動に市民が積極的に参画できるように努めなければならない。

### 第3章 市民参画の原則

(基本構想等への参画)

第8条 市は、まちづくりを計画的に行うため、その方向性を示す重要な基本構想及びそれを具体化するための各分野の基本計画（以下「計画」という。）の策定にあたっては、市民の参画を推進するため、次の各号に掲げる対応をしなければならない。

- (1) 計画策定に関する情報を事前に公表する。
- (2) 市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する。
- (3) 策定中の経過及び計画案を公表し、市民の意見を求める。
- (4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。

(清瀬市まちづくり委員会)

第9条 市長は、附属機関として、清瀬市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、まちづくりについての市民の提案及びこの条例が適切に運用されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に対し提言することを目的とする。
- 3 市長は、委員会の提言を尊重しなければならない。
- 4 委員会の委員は20名以内で組織し、委員のうち半数は公募の委員とする。
- 5 委員会の委員の任期は2年とし、再任することはできない。

(附属機関の構成等)

第10条 市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等（以下「附属機関」という。）の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。

- 2 公募の委員は、男女同数を原則とする。
- 3 附属機関の会議は、公開を原則とする。

(市民活動の支援)

第11条 市は、市民の行うまちづくりのための多様な活動を支援しなければならない。

### 第4章 責任

(市民の責任)

第12条 市民は、まちづくりに関して自らの責任と役割を自覚し、積極的な参画に努めるとともに、その活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(市の責任)

第13条 市は、まちづくりに関する市民の要求や社会環境変化に的確に対応できるよう組織及び機構を編成しなければならない。

- 2 市は、市民との協働によるまちづくりを推進するため、常に職員の資質の向上に努めなければならない。

## 第5章 条例の改正

### (条例の改正)

第14条 市は、この条例を改正しようとする場合は、市民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。

### (委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

### 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

### (委員の任期の特例)

2 第9条第5項の規定にかかわらず、初年度の委員会委員の半数は任期を1年とする。



# ○多摩市自治基本条例

平成 16 年 3 月 31 日 条例第 1 号  
改正 平成 22 年 3 月 15 日 条例第 4 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 基本原則
  - 第 1 節 基本原則（第 4 条）
  - 第 2 節 市民の役割（第 5 条・第 6 条）
  - 第 3 節 コミュニティの役割（第 7 条）
  - 第 4 節 市議会の役割（第 8 条—第 11 条）
  - 第 5 節 市長の役割（第 12 条—第 14 条）
  - 第 6 節 市の執行体制（第 15 条・第 16 条）
- 第 3 章 情報の共有（第 17 条—第 20 条）
- 第 4 章 参画・協働
  - 第 1 節 参画・協働（第 21 条・第 22 条）
  - 第 2 節 参画の形態（第 23 条—第 26 条）
  - 第 3 節 参画への支援（第 27 条）
- 第 5 章 住民投票（第 28 条・第 29 条）
- 第 6 章 自治推進委員会の設置等（第 30 条・第 31 条）
- 附則

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市（以下「市」といいます。）の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 私たちのまちの自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。
- (2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。
- (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

## 第2章 基本原則

### 第1節 基本原則

(基本原則)

第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

- (1) 性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- (2) 市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりに関する互いの情報を共有すること。
- (3) 市民の自主的・自立的な参画が保障されること。

### 第2節 市民の役割

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。

- 2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。
- 3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。

(市民の義務)

第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとし、

- 2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとし、

### 第3節 コミュニティの役割

(コミュニティ)

第7条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。

#### 第4節 市議会の役割

##### (市議会の設置)

第8条 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。

2 市議会の基本事項を定めるものとして、多摩市議会基本条例（平成22年多摩市条例第4号）を定めます。

##### (市議会の権限)

第9条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。

2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。

##### (市議会の責務)

第10条 市議会は、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければなりません。

2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。

##### (市議会議員の責務)

第11条 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。

2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。

#### 第5節 市長の役割

##### (市長の設置)

第12条 住民の直接選挙により選ばれた、市の代表として、市長を置きます。

##### (市長の権限)

第13条 市長は、私たちのまちの自治を発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、市を代表する権限を有します。

##### (市長の責務)

第14条 市長は、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。

2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。

#### 第6節 市の執行体制

##### (市の自立)

第15条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとします。

2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるもの  
とします。

(市の組織体制)

第 16 条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策  
及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織  
体制を整備しなければなりません。

2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりま  
せん。

3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行  
しなければなりません。

### 第3章 情報の共有

(情報共有)

第 17 条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であること  
から、これを市民にとってわかりやすいものにしなければなりません。

2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有される  
よう、必要な措置を講じなければなりません。

(情報公開)

第 18 条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政  
の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。

(個人情報保護)

第 19 条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、  
削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基  
本的人権を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。

(説明・応答責任)

第 20 条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなけ  
ればなりません。

2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答  
する責任を負うものとし、

### 第4章 参画・協働

#### 第1節 参画・協働

(参画・協働)

第 21 条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画  
することができます。

2 市の執行機関は、第5条第1項及び第2項に規定する権利を保障するために、こ  
の章に掲げる施策を講じなければなりません。

(参画の保障)

第 22 条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会  
が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。

2 市の執行機関は、市民が参画できないことにより、不利益を受けることのないよ  
う、配慮します。

## 第2節 参画の形態

### (参画の形態)

第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

- (1) 審議会、懇談会等への委員としての参画
- (2) 公聴会等への参画
- (3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと（ワークショップ等）への参画
- (4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度（パブリックコメント等）への意見表明
- (5) アンケート調査等への意見表明

2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。

### (計画策定等への参画)

第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。

### (事業実施における参画)

第25条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。

2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、協働を進めるものとします。

### (評価への参画)

第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。

- 2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。
- 3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。

## 第3節 参画への支援

### (参画への支援)

第27条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなりません。

## 第5章 住民投票

### (住民投票)

第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

- 2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。
- 3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。

### (住民投票の発議・請求)

第29条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

- 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の 12 分の 1 以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。
- 3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

## 第6章 自治推進委員会の設置等

### (自治推進委員会の設置)

第 30 条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。
- 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。
- 5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による 6 人以内の委員をもって構成します。
- 6 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

### (委任)

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。（平成 16 年規則第 50 号で平成 16 年 8 月 1 日から施行）

### 附 則（平成 22 年条例第 4 号抄）

#### (施行日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において多摩市議会規則で定める日から施行します。（平成 22 年議会規則第 1 号で平成 22 年 9 月 8 日から施行）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市民及び市民自治（第4条—第6条）
- 第3章 市議会（第7条・第8条）
- 第4章 執行機関（第9条—第11条）
- 第5章 市政運営（第12条—第28条）
- 第6章 参加及び協働（第29条—第35条）
- 第7章 政府間関係（第36条—第38条）

附則

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

(条例の最高規範性等)

第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

## 第2章 市民及び市民自治

(地域における市民の権利、責務等)

第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

(市政における市民の権利、責務等)

第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

## 第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第7条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

(市議会の立法活動、調査活動等)

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の

強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

#### 第4章 執行機関

##### (市長の責務)

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

##### (執行機関の連携及び協力)

第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

##### (補佐職の設置等)

第11条 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。

2 市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするため、助役の呼称を副市長とすることができる。

#### 第5章 市政運営

##### (市の率先行動の基本原則)

第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。

##### (基本構想及び基本計画の位置付け等)

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。

##### (情報公開等)

第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。

##### (個人情報保護)

第15条 市は、市民の基本的な人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

##### (パブリックコメント)

第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等

の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

(説明責任)

第17条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

(オンブズマン)

第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。

2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

(職員及び組織)

第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。

(適法・公正な市政運営)

第21条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

(政策法務)

第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

(行政サービス提供の基本原則)

第23条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

(自治体経営)

第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

(行政評価)

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

(監査)

第26条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

(出資団体等)

第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。

(危機管理)

第28条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

## 第6章 参加及び協働

(計画の策定過程等)

第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検

討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

- 2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

(市民会議等の設置及び運営)

第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置することができる。

- 2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

- 3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(コミュニティ活動)

第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂（以下「コミュニティ施設」という。）の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

- 2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由と責任を基調とした管理運営が行われなければならない。

(協働のまちづくり)

第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

- 2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

- 3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

(学校と地域との連携協力)

第33条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

- 2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

(出資団体及び他の官公庁との連携等)

第34条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

(住民投票)

第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

## 第7章 政府間関係

(国、東京都等との政府間関係)

第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等（以下「国等」という。）との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

(他の自治体等との連携)

第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)

第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。



目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本理念（第3条）
- 第3章 参加と協働（第4条—第11条）
- 第4章 情報の共有等（第12条—第15条）
- 第5章 議会の役割と責務（第16条—第19条）
- 第6章 執行機関の役割と責務（第20条—第25条）
- 第7章 市政運営（第26条—第34条）
- 第8章 最高規範（第35条）
- 第9章 委任（第36条）

附則

私たちのまち国分寺は、国分寺崖線や湧水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。私たちは、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化など様々な分野において新たな個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。

私たちは、地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民自治の基本であり、国分寺市が自主性、自立性を高めることが地方主権を確立するために不可欠であると考えています。

私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創られてきたものであることを認識し、日本国憲法に基づいて、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立し、地方自治の本旨を国分寺市において実現するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、国分寺市（以下「市」といいます。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加、協働、情報の共有等の仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民 市の区域内に住む者をいいます。

- (2) 市民 前号に掲げる者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。
- (3) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。
- (4) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいいます。
- (5) 協働 市民及び事業者等（以下「市民等」といいます。）と市が対等の立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。

## 第2章 基本理念

### （基本理念）

第3条 市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、知る権利を保障し、参加と協働を推進します。

## 第3章 参加と協働

### （参加の権利）

第4条 市民は、年齢、性別等にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。

### （参加と協働における市民等の責務）

第5条 市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つとともに、互いの意見を尊重するように努めます。

### （参加と協働の推進）

第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。

- (1) 基本構想及び基本計画その他の基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく実施計画（以下「基本構想及び基本計画等」といいます。）の策定
- (2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃（地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。）
- (3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入
- (4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定

### （参加と協働の方法）

第7条 市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。

- (1) 市の附属機関への委員としての参加
- (2) 公聴会、説明会、懇談会等への参加
- (3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加
- (4) パブリック・コメントへの参加
- (5) アンケート調査その他必要と認める方法への参加

2 市は、前条に定める協働の推進に当たり、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ります。

(参加と協働における不利益取扱いの禁止)

第8条 市民等は、参加又は協働をすること又はしないことによって不利益な取扱いを受けることはありません。

(協働のための基盤整備)

第9条 市は、協働の推進に当たり、多様で開かれた場又は機会の創設、拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティ等に対して、その自主性を尊重しつつ、公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとし

す。

(地域コミュニティ)

第10条 市民等は、地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮らせるきずなのあるまちを目指し、地域コミュニティづくりに努めます。

(住民投票)

第11条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票に付すべき事項、参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、条例で別に定めます。

#### 第4章 情報の共有等

(情報公開)

第12条 市民等は、市が保有する公文書の公開を求める権利を有します。

2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、市が保有する公文書その他の情報の公開を総合的に推進しなければなりません。

(説明責任)

第13条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。

(情報の共有)

第14条 市は、市民自治の理念を実現するため、市民等に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民等と情報の共有を図らなければなりません。

(個人情報保護)

第15条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、保管及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。

2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止を求める権利を有します。

3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、速やかにその状況を調査し、原因を究明するとともに、必要な措置を講じなければなりません。

#### 第5章 議会の役割と責務

(議会の設置)

第16条 市は、市民の信託に基づく代表者による議事機関として、議会を設置します。

(議会の責務)

第17条 議会は、この条例の基本理念に基づいて、効率的かつ効果的な議会運営に努め、市民の信託に応えなければなりません。

2 議会は、議員によって構成された意思決定機関であり、その権限を行使し、市政運営の監視、政策の提案、決定等を行わなければなりません。

(議会の情報公開)

第18条 議会は、その保有する情報を市民に迅速かつ適切に提供し、情報公開を総合的に推進することにより、開かれた議会運営に努めるとともに、個人情報を保護しなければなりません。

2 議会は、わかりやすい議会運営を進めるとともに、意思決定過程を明らかにすることに努めなければなりません。

(議員の責務)

第19条 議員は、市民の代表者として誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、審議能力、立法能力等を高めるための研さんに努めなければなりません。

## 第6章 執行機関の役割と責務

(市長の責務)

第20条 市長は、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則を遵守して市政を推進しなければなりません。

2 市長は、地方主権の確立を担う創造性豊かな職員の育成を図り、効果的に市政を運営しなければなりません。

(市長等の就任時の宣誓)

第21条 市長は、就任に当たっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正かつ誠実に職務を執行することを市民に宣誓しなければなりません。

2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。

(行政委員会の責務と委員の選任)

第22条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。

2 市長は、教育委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任に当たっては、この条例の基本理念に基づき、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。

(教育委員会の役割と責務)

第23条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実を図るとともに、教育及び文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。

(附属機関の委員の選任)

第24条 附属機関の委員の構成については、原則として、市民から公募した委員を加えるものとし、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。

(職員の責務)

第25条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、法令及び条例等の規定を遵守するとともに、能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行しなければなりません。

## 第7章 市政運営

(市政運営の基本原則)

第26条 市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければならない。

(計画的市政運営)

第27条 市は、基本構想及び基本計画等を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければならない。

(財政運営)

第28条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想及び基本計画等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければならない。

(組織編成)

第29条 市は、市民等にわかりやすく、市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織を編成しなければならない。

(行政評価)

第30条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければならない。

2 市は、前項の行政評価の結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編成、組織編成等に反映させなければならない。

(意見、要望及び苦情への対応)

第31条 市は、市民等からの意見、要望及び苦情を受けたときは、速やかに調査し、責任をもって応答することにより、市民等の権利及び利益の擁護に努めなければならない。

2 市は、市民等の権利及び利益の擁護のため、オンブズパーソンを設置します。

(公益の損失の防止)

第32条 市は、市政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し、公正性と市民等の信頼を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(国及び他の自治体との関係)

第33条 市は、他の自治体との間で共通する課題の解決を図るため、連携、協調及び交流に努めなければならない。

2 市は、国及び東京都と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努め、必要に応じて自治基盤の確立に向けた国等への働きかけを行うよう努めなければならない。

(外国人の支援及び国際交流の推進)

第34条 市は、市内の外国人が安心して生活できるよう支援に努めるものとします。

2 市は、市民等とともに国際交流の推進に努めるものとします。

## 第8章 最高規範

(最高規範性等)

第35条 この条例は、市の定める最高規範であり、市は、条例等を制定改廃するに当たっては、この条例の基本理念を尊重しなければならない。

- 2 市は、市に関する事案について法令を解釈し、又は運用するに当たっては、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて、主体的に判断するよう努めなければなりません。
- 3 市は、社会状況の変化及び市民自治の確立に向けた取組状況を勘案し、この条例の見直しを行うものとします。

## 第9章 委任

(委任)

第36条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成21年規則第9号で平成21年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて規定されたものとみなします。この場合において、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければなりません。

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市民等（第4条—第9条）
- 第3章 参加及び協働（第10条—第13条）
- 第4章 市民投票制度（第14条）
- 第5章 コミュニティ活動（第15条・第16条）
- 第6章 議会（第17条—第19条）
- 第7章 市長等（第20条—第22条）
- 第8章 行財政運営（第23条—第32条）
- 第9章 国、都等との関係（第33条—第36条）
- 第10章 条例の位置付け及び見直し（第37条・第38条）
- 第11章 補則（第39条）

附則

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央に在り、江戸時代に玉川上水の開通による新田開発によって開け、水と緑豊かなまちになりました。今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。

私たちは、先人が開き、長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にす  
る心をはぐくみ、平和の実現に尽くします。

私たちは、暮らしと仕事と学びそして文化の調和のとれた豊かな地域  
社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」を目指します。

そのために私たちは、市政を議会及び市長に信託するとともに、参加  
や協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます。

今ここに私たちは、小平市の自治の基本理念と進め方を明らかにする  
規範として、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小平市の自治の基本理念並びに市民、議会、市長  
等の在り方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治  
の実現を図ることを目的とする。

（自治の基本理念及びその実現）

第2条 市民は、市政を議会及び市長に信託するとともに、互いに協力  
して積極的にまちづくりに取り組むものとする。

2 議会及び市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。

3 市民、議会、市長等は、情報共有、参加及び協働を基本的な指針として前2項に掲げる自治の基本理念を実現するものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 小平市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する個人をいう。

(2) 市民等 市民並びに市内で働き、学び、又は活動する個人（市民を除く。）及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

(3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 市 議会及び執行機関をいう。

(5) 参加 市政の計画、実施及び評価のそれぞれの過程において、執行機関に対し積極的に意見等を表明することをいう。

(6) 協働 市民等及び執行機関が、それぞれの役割及び責任の下で公共的なサービスの提供を協力して行うことをいう。

(7) まちづくり活動 自治活動、ボランティア活動その他の地域社会の維持及び向上に役立つ活動をいう。

## 第2章 市民等

(行政サービスを受ける権利及び負担の義務)

第4条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、法令又は条例の定めるところにより、行政サービスを受ける権利を有し、及び市政の運営に要する費用を租税等により負担する義務を負う。

(市政に参加をする権利)

第5条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、市政に参加をする権利を有する。

2 市民等（前項に掲げる者を除く。）は、同項に掲げる者に準じ、市政に参加をすることができる。

(知る権利)

第6条 市民等は、市政に関する情報を知る権利を有する。

(まちづくり活動の自由)

第7条 市民等は、まちづくり活動を自由に行うことができる。

2 市民等は、まちづくり活動を行うに当たり、互いの意見及び行動を尊重するものとする。

(男女共同参画社会の形成の推進)

第8条 市民等及び市は、男女平等を基本とする男女共同参画社会の形成を推進するものとする。

(法人等の社会的責任)

第9条 市内で活動する法人その他の団体は、業務の適正かつ適切な遂行、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を十分に自覚し、その立場において当該責任を果たすよう努めなければならない。

### 第3章 参加及び協働

(参加の機会の保障)

第10条 執行機関は、次に掲げる事項を行う場合は、参加をする機会を保障するものとする。

(1) 長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成

(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃

(4) 重要な市の施設の設置又は廃止

(5) 前各号に準ずる事項であって別に定めるもの

2 前項各号に掲げる事項のうち、内容が軽微なもの、緊急を要するもの、法令に基づく事項で市の裁量の余地がないもの、租税に関するもの等については、同項の規定は、適用しない。

3 執行機関は、第1項各号に掲げる事項について、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募、提案の受付その他の適当な方法により、参加をする機会を保障するものとする。

4 執行機関は、意見の公募又は提案の受付により聴取した意見等について、十分に考慮し、誠実に処理するものとする。

(参加における配慮)

第11条 執行機関は、高齢者、障害者及び子どもをはじめ市民の誰もが、それぞれの立場に応じて容易に市政に参加をすることができるよう工夫し、及び配慮するものとする。

(協働)

第12条 市民等及び執行機関は、地域の様々な課題の解決に向けて協働をすることができる。

2 市民等及び執行機関は、協働に当たり、対等の立場で十分に協議し、その必要な理由及び条件を明確にして合意を行うものとする。

(協働の推進の基盤づくり)

第13条 執行機関は、協働を推進するため、活動の機会及び場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他の基盤づくりに努めるものとする。

### 第4章 市民投票制度

第14条 市は、市政に関する重要な事項について、市民、議会又は市長の発意に基づき、市民の意思を直接確認するため、市民による投票(以下「市民投票」という。)を実施することができる。

2 市は、市民投票が実施された場合は、その結果を尊重しなければならない。

## 第5章 コミュニティ活動

### (コミュニティ活動)

第15条 市民等は、市内のそれぞれの地域において住みよい地域社会を築くことを目的として、当該地域を基盤とする、又は当該目的のために活動する組織又は集団によるまちづくり活動（以下「コミュニティ活動」という。）を行うことができる。

### (コミュニティ活動への支援)

第16条 市は、コミュニティ活動の役割及び自主性を尊重し、必要な支援を行うものとする。

## 第6章 議会

### (議会運営の基本原則)

第17条 議会は、市の議事機関として、市民に開かれ、市民に分かりやすい、及び市民から信頼されるよう、議会を運営することを基本とする。

### (議会の責務)

第18条 議会は、小平市にふさわしい条例の制定等に努めるとともに、市政が適正に運営されているかについて、市民の視点で監視し、及びけん制する役割に努めるものとする。

2 議会は、議決等を行うに当たり、十分な審議に努めるものとする。

3 議会は、会議の公開及び情報の提供を行うことにより、市民と情報の共有を図り、市民に説明責任を果たすよう努めるものとする。

### (議員の責務)

第19条 議員は、公職者としての責任を自覚し、その職務を果たすよう努めるものとする。

2 議員は、市民の意思に配慮した政策の提言及び立案に努めるものとする。

## 第7章 市長等

### (市長の責務)

第20条 市長は、公職者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進しなければならない。

2 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示し、市政を運営しなければならない。

### (市長以外の執行機関の責務)

第21条 市長以外の執行機関は、市長の所轄の下に、互いに連絡を図り、すべて一体として、市民本位の市政を推進しなければならない。

### (職員の責務)

第22条 職員は、市民のために公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼にこたえ、市民本位の市政を推進しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

## 第8章 行財政運営

(行財政運営の基本原則)

第23条 市は、市民の福祉の増進を図るため、市民の意思を的確にとらえ、民主的かつ効率的に行財政を運営することを基本とする。

(長期総合計画)

第24条 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を定め、これに即して総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。

(組織及び人事)

第25条 市は、効率的かつ機能的で社会情勢の変化等に柔軟に対応することができる内部組織を編成するものとする。

2 市は、その内部組織が政策の企画立案及び実施に当たり、先見性及び創造性を発揮できるよう、職員の採用及び能力の向上に取り組むものとする。

(情報共有)

第26条 市は、その保有する市政に関する情報を市民等と共有することができるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市は、その保有する市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民等に提供するよう努めるものとする。

3 市は、その保有する市政に関する情報について公開請求を受けたときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。

(個人情報保護)

第27条 市は、個人の権利利益を保護するため、その保有する個人に関する情報を適正に管理しなければならない。

2 市は、その保有する個人に関する情報について開示その他適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

(苦情及び要望への対応)

第28条 執行機関は、市政に関する苦情及び要望について、総合的な窓口を設け、公正かつ迅速に対応するものとする。

2 執行機関は、市政に関する苦情及び要望への対応のために必要があると認める場合は、市以外の者により組織された機関を設置するものとする。

3 執行機関は、市政に関する苦情及び要望を十分に分析し、市政に活用するものとする。

(評価及び検証)

第29条 執行機関は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、その取組を評価し、及び検証し、その結果を公表するものとする。

2 執行機関は、前項に規定する評価及び検証に当たり、執行機関以外の者の意見を取り入れ、その客観性及び透明性の確保に努めるものとする。

(行政手続)

第30条 執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民等の権利利益を保護するため、処分、届出及び行政指導に関する手続を適正に行わなければならない。

(政策法務)

第31条 執行機関は、地域の実情に合わせた政策の企画立案及び実施のため、政策法務能力の向上に努めるものとする。

2 市は、条例及び規則を体系的に、かつ、分かりやすく整備するものとする。

(財政運営)

第32条 市は、その財政状況を総合的に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう健全な財政運営に努めるものとする。

2 市長は、健全な財政運営のため、中期及び長期の財政計画を定めるものとする。

3 市長は、長期総合計画、財政計画等に即して予算を調製するものとする。

4 執行機関は、健全な財政運営のため、事務及び事業の見直しに不断に取り組みなければならない。

5 執行機関は、租税の公正な賦課及び効率的な徴収、新しい財源の創出、公有財産の活用及びその見直し等を行い、財源の基盤の強化に努めるものとする。

6 執行機関は、市の財政状況（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が加入している一部事務組合等の財政状況のうち市に係る部分を含む。）を分かりやすく公表するものとする。

## 第9章 国、都等との関係

(国及び都との関係)

第33条 市は、国及び東京都と適切な関係を保ち、基礎自治体としての充実及び発展を図るために必要な制度、政策等の改善について両者と協力して行うよう努めるものとする。

(他の地方公共団体との関係)

第34条 市は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体と互いに連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(災害等に対する連携及び協力)

第35条 市は、市民等の生命、身体又は財産を災害等から守るため、災害等の防止及び発生時の対応に関し、市民等、関係行政機関、事業所等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(国際的な関係)

第36条 市は、人類が共通して直面する環境問題その他の国際的な課題が地域の課題と深くかかわっていることを認識し、国際社会の一員としてその解決に取り組むよう努めるものとする。

## 第10章 条例の位置付け及び見直し

### (条例の位置付け)

第37条 この条例は、小平市の自治の基本理念と進め方を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

### (条例の見直し)

第38条 市は、社会情勢の変化等に対応するため、適切にこの条例を見直すものとする。

## 第11章 補則

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年12月22日・平成21年条例第27号）  
この条例は、公布の日から施行する。



## ○調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則

第1条 目的

第2条 市民

第3条 条例の位置付け

#### 第2章 自治の基本理念

第4条 自治の基本理念

#### 第3章 市民、市議会及び市長の役割

第5条 市民の役割

第6条 市議会の役割

第7条 市長の役割

#### 第4章 市政運営の基本原則

第8条 情報公開

第9条 参加と協働の推進

第10条 コミュニティへの支援

第11条 政策法務

第12条 計画行政

第13条 財政

第14条 行政評価

第15条 組織

第16条 危機管理

第17条 職員

第18条 市民の要望等への対応

第19条 他の地方自治体、国等との連携及び協力

#### 第5章 雑則

第20条 解釈規定

第21条 条例の見直し

#### 附則

### 前文

私たちのまち調布は、悠久の流れをたたえる多摩川や武蔵野の面影を残す深大寺の森など、自然の豊かさと都市の利便性が調和するまちとして発展してきました。私たちは、この調布で、相互に助け合い、共に歩みながら、市民が生き生きと暮らす活気とぬくもりのあるまちを築いてきました。

私たちは、これからもこの調布らしさを大切にしながら更に発展させ、将来の世代に引き継いでいきたいと思っています。

一方、地方分権が進展する中、地域の実情に応じた対応がより一層求められています。私たちは、まちづくりの主体として、これまで以上に自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

私たちは、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨にのっとり、調布市における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにし、自治によるまちづくりを進め、もって活力ある豊かな地域社会を実現するため、この条例を制定します。

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この条例は、市における自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）並びに市民、市議会及び市長の役割を明らかにし、市政運営の基本原則を定めることにより、自治によるまちづくりを一層推進し、もって活力ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (市民)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいう。

### (条例の位置付け)

第3条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本原則を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定、改正及び解釈に当たっては、この条例との整合性を確保するものとする。

## 第2章 自治の基本理念

### (自治の基本理念)

第4条 まちづくりは、市民、市議会及び市長が、互いを尊重しながら、それぞれの役割を果たすことにより、自主的かつ自立的に進めるものとする。

2 まちづくりは、市民、市議会及び市長が、まちづくりに関する情報を共有したうえで、参加と協働により進めるものとする。

## 第3章 市民、市議会及び市長の役割

### (市民の役割)

第5条 市民は、それぞれの立場において、まちづくりに参加する権利を有しており、自治の基本理念に基づき、まちづくりの主体として自らの意思と責任においてまちづくりに参加するよう努めるものとする。

### (市議会の役割)

第6条 市議会は、選挙で選ばれた代表者である議員で構成する議事機関として、自治の基本理念に基づき、条例の制定、予算の議決その他の法令等により与えられた権限に属する事項を決定するとともに、市政が公正かつ適切に運営されるよう、その権限を行使しなければならない。

### (市長の役割)

第7条 市長は、市の代表者として市を統轄し、自治の基本理念及び市政運営の基本原則に基づき、広く市民の意見を聴き、市政を公正かつ適切に運営しなければならない。

## 第4章 市政運営の基本原則

### (情報公開)

第8条 市は、市政情報を適正に管理し、及び保存するとともに、市民に分かりやすく、積極的に公開するものとする。

### (参加と協働の推進)

第9条 市は、参加と協働によるまちづくりを推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

### (コミュニティへの支援)

第10条 市は、コミュニティの役割及び主体性を尊重し、その活動が推進されるよう、必要な支援を行うものとする。

### (政策法務)

第11条 市は、法令等に基づく市政運営を基本とし、政策目的の実現のため、自らの判断と責任に基づいて、法令等を解釈し、及び運用するとともに、積極的に条例を制定するものとする。

### (計画行政)

第12条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、市民参加の下、まちの将来像を示す基本構想及びその実現を図る基本計画を策定するものとする。

2 市は、基本構想の策定に当たっては、市議会の議決を経るものとする。

3 市は、各政策分野における計画を策定し、又は変更するときは、基本構想及び基本計画に即して行うものとする。

### (財政)

第13条 市は、財政運営に当たっては、財政規律を保持し、健全性の維持に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 市は、市の財政状況を市民に的確に、かつ、分かりやすく公表するものとする。

### (行政評価)

第14条 市は、効果的かつ効率的に市政を運営するため、行政評価を実施し、その結果に基づき、事務及び事業の改善に取り組むものとする。

2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するものとする。

### (組織)

第15条 市は、多様な行政需要に迅速かつ適切に対応するため、簡素で効率的かつ機能的な組織を編成するものとする。

2 前項に規定する組織の各部署は、相互に連携を図るものとする。

### (危機管理)

第16条 市は、他の地方自治体、国その他の関係機関及び市民との連携及び協力により、緊急時に的確に対応する危機管理体制を整備し、市の機能を維持するとともに、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

### (職員)

第17条 市は、広く有能な人材の確保に努めるとともに、職員の職務に関する能力及び意識の向上を図り、市民に信頼される職員を育成するものとする。

2 職員は、自治の基本理念及び市政運営の基本原則に基づき、全体の奉仕者として、職務に関する能力の向上を図り、誠実、公正かつ能率的に職務を行わなければならない。

(市民の要望等への対応)

第18条 市は、市民から市政に関する要望等を受けた場合は、迅速、適切かつ誠実に対応するものとする。

2 市は、公正かつ中立的な立場から、市政に関する苦情を調査し、及び処理する制度を設けるものとする。

(他の地方自治体、国等との連携及び協力)

第19条 市は、共通の課題又は広域的な課題を解決するため、他の地方自治体、国その他の関係機関との連携及び協力を努めるものとする。

## 第5章 雑 則

(解釈規定)

第20条 第2条の規定は、他の条例で別に市民の範囲を定めることを妨げるものと解釈してはならない。

2 第5条のまちづくりに参加する権利は、市内に住所を有する者とその者以外の市民において同等のものと解釈してはならない。

(条例の見直し)

第21条 市は、社会情勢の変化等に対応するため、必要がある場合は、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民（第4条・第5条）

第3章 議会（第6条）

第4章 市長・職員（第7条・第8条）

第5章 情報の共有と管理（第9条・第10条）

第6章 市民参加・協働のまちづくり（第11条—第14条）

第7章 市政運営（第15条—第19条）

第8章 住民投票（第20条）

第9章 国及び他の地方公共団体との関係（第21条）

第10章 見守り・検証等（第22条—第24条）

附則

わたしたちのまち東村山市は、武蔵野のみどりを色濃く残し、野火止用水や多摩湖など水の恵みも受ける自然豊かなまちです。高度経済成長期以降、首都東京の近郊住宅都市として発展する一方で、北山公園、八国山、東村山中央公園などの貴重なみどりを市民と議会、市長・職員との協働により守り、育て、自然と都市機能が調和するまちを築いてきた歴史があります。

古（いにしえ）より人々が生活を営み、古代の東山道、中世の鎌倉街道等を経て、現代は9つの鉄道駅が所在するなど、交通の便も良い土地であり、そうした中で、人々のくらしが営まれ、交流が行われてきました。そうした人間の営みの足跡として、市内には下宅部遺跡や久米川古戦場、正福寺地藏堂などの文化財が所在し、歴史・文化を身近に感じることができます。

また、多磨全生園に暮らす人々は、国の強制隔離政策と偏見や差別の中で、人間としての尊厳を回復する歴史と多くの想いを刻んできました。今、その地は、百年余の歴史の中で人権の学びの場となり、国民共有の財産として未来に受け継がれようとしています。

このような固有の自然と歴史と文化を有する東村山市は、社会が大きく変化し、地方分権が進展する時代を迎える中で、住民福祉の向上、平和な文化都市建設を掲げた東村山市制施行宣言（昭和39年4月1日宣言）、住みよいまち、うるおいのあるまち、明るいまち、思いやりのあるまち、文化の香り高いまちをつくることを掲げた東村山市民憲章（平成元年9月7日制定）等を踏まえ、子どもからお年寄りまで、だれもが尊重されるとともに、それぞれが誇りと責任をもち、互いに手をたずさえて、豊かで平和な東村山を築き、次世代に引き継ぐために、この条例を定めます。

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この条例は、東村山市（以下「市」といいます。）の自治の基本理念と基本原則を定めるとともに、まちづくりに必要な事項を定めることを目的とします。

### (基本理念)

第2条 自治の中心である市民並びに議会及び市長・職員は、市民一人ひとりの尊厳と自由を尊重し、情報を共有しながら、それぞれの役割と責務を果たし、公共の福祉の実現を目指します。あわせて、市民と市民、市民と市とが互いにつながり、支え合いながら、安心して希望ある自立した地域社会を創造していきます。

### (基本原則)

第3条 自治を進める基本原則は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 情報共有の原則 市は、市民に対し、市政に関する情報を分かりやすく公表し、情報共有に努めます。
- (2) 市民参加の原則 市は、市民が自治の中心であることを基本として、市民の参加の下にまちづくりを進めます。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、市内において活動をする個人・団体と互いに自らの意思と責任のもと、対等な関係で協働してまちづくりを進めます。

## 第2章 市 民

### (市民の権利)

第4条 市民は、次の各号に掲げる権利を有します。

- (1) 市が提供する公共的サービスを受けること。
- (2) 市と情報を共有すること。
- (3) 第2条の基本理念に基づき、自主的、主体的にまちづくりに参加すること。

### (市民の役割)

第5条 市民は、前条の権利を行使するにあたっては、互いの立場や意見等を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。

## 第3章 議 会

### (議会及び議員)

第6条 議会及び議員に関し必要な事項は、東村山市議会基本条例（平成25年東村山市条例第28号）その他法令等の定めによります。

## 第4章 市長・職員

### (市長の責務)

第7条 市長は、選挙により信託を受けた市の代表として、市政運営に関しリーダーシップを発揮し、方向性を示します。

2 市長は、公平、公正かつ誠実に市民の声を聴き、それを反映しながら職務を遂行します。

### (職員の責務)

第8条 職員は、市民全体の奉仕者として幅広い市民の声に真摯に耳を傾けるとともに、社会経済状況の変化を敏感に捉え、課題や要望等を的確に把握し、創意工夫に努め、使命感を持って職務を遂行し、まちづくりに取り組みます。

## 第5章 情報の共有と管理

### (情報の共有)

第9条 市は、市が保有する情報は市民のものであるとの認識に立ち、情報が市民と共有されるよう、多様な方法を用いて市政に関する情報を分かりやすく発信することに努めます。

### (情報の管理)

第10条 市は、公文書の適正な管理を行うとともに、適切に情報を開示していくことに努めます。

- 2 市は、情報を開示するにあたっては、市民の権利が侵されることのないように、情報を保護し、適正に管理しなければなりません。
- 3 前2項に定めるもののほか、情報の開示及び個人情報の保護に関し必要な事項は、東村山市情報公開条例（平成10年東村山市条例第28号）及び東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）で定めます。

## 第6章 市民参加・協働のまちづくり

### (市民の活動)

第11条 市民は、地域を基盤とする自治会等の地域コミュニティや共通の目的・関心を持つNPO、ボランティア等の活動を通じて、互いに助け合いながら、地域のふれあいや課題解決等に向けて主体的に取り組むよう努めます。

### (市民参加)

第12条 市民は、まちづくりに対し、自主的かつ主体的に参加するよう努めます。

- 2 市は、政策や施策の立案、実施及び評価の過程において市民参加が保障されるよう、しくみや手法の整備に努めます。

### (協働)

第13条 市民及び市は、市内において活動する個人・団体と互いに自らの意思と責任のもと、相互理解に努め、対等な関係でまちづくりを進めるよう努めます。

### (支援)

第14条 市は、まちづくりに対する市民の自主的かつ主体的な取組みを尊重するとともに、必要に応じて、情報、人材、場所等の提供を行いながら、ともにまちづくりを進めます。

## 第7章 市政運営

### (総合計画と行財政改革大綱を柱とする市政運営)

第15条 市は、総合計画及び行財政改革大綱を柱として市政運営を進めます。

### (総合計画)

第16条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために、最上位計画として総合計画を策定します。

- 2 総合計画は、基本構想及び基本構想の実現を図るための計画により構成されます。
- 3 前項の基本構想の策定にあたっては、議会の議決を経るものとします。
- 4 市は、各政策分野における計画を策定し、又は変更するときは、総合計画の趣旨に則り行います。

(行財政改革大綱)

第17条 市は、市政運営を効率的かつ効果的に進めていくために、行財政改革大綱を策定し、行財政改革を推進します。

2 市は、財源の確保に努めるとともに、限られた財源の中で最大限の効果を出せるよう、優先順位を考えながら市政運営を行います。

(市民意向の反映)

第18条 市は、市政運営にあたり、主要な事項については、市民意向を反映することに努めます。この場合において、市は、市民との熟議の機会を設け、必要に応じて、幅広い市民意向の調査等を行うとともに、その結果を公表しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、市は、時代の変化を捉え、常に効果的な市民意向の反映のしくみを整備するよう、不断の努力をしなければなりません。

(市政の評価)

第19条 市は、より良い市政運営に資するために、市自ら市政を評価するほか、市民が市政を評価する機会を定期的に設けます。

2 前項により得られた結果は、市民に公表するとともに、市政に反映するよう努めます。

## 第8章 住民投票

(住民投票)

第20条 市は、市政運営に関する重要事項について、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者の請求による住民投票を、別に定める条例により行うことができます。

(1) 市議会議員及び市長の選挙権を有する者で、その総数の6分の1以上の連署を得たものであること。

(2) 市議会議員で、議員定数の過半数の連署を得たものであること。

## 第9章 国及び他の地方公共団体との関係

(国及び他の地方公共団体との関係)

第21条 市は、国や他の地方公共団体と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担により、自立した市政運営を行います。

2 市は、前項の規定に基づき、広域的な課題又は共通の課題の解決に向けて、相互に連携しながら取り組むよう努めます。

## 第10章 見守り・検証等

(見守り・検証)

第22条 市民は、市政がこの条例に則して行われていることについて、見守るよう努めます。

2 市は、この条例の施行状況について検証するための附属機関を別に条例で定めます。

(改正又は廃止)

第23条 市長は、この条例を改正し、又は廃止する必要があると判断したときは、客観的に公平性を保てるように工夫した手法によって多くの市民から意見を聴き、その結果を付して議会に付議しなければなりません。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(東村山市の「(仮称)自治基本条例」をみんなで考えるための手続に関する条例の廃止)

2 東村山市の「(仮称)自治基本条例」をみんなで考えるための手続に関する条例(平成22年東村山市条例第1号)は、廃止します。